

岩手県告示第12号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年1月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年12月6日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社西根ブロック工業
    - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市田頭第39地割81番地10
    - ウ 代表者の氏名 瀬川洋介
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第3450号
  - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年12月1日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年12月20日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 市治建設
    - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字赤沢1番地2
    - ウ 代表者の氏名 佐藤叡悦
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第5596号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年12月1日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。